

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構中期計画

(平成 17 年 9 月 2 日 内閣総理大臣・文部科学大臣認可)

変更 (平成 19 年 3 月 30 日 内閣総理大臣認可)

変更 (平成 20 年 3 月 31 日 内閣総理大臣認可)

変更 (平成 20 年 11 月 17 日 内閣総理大臣認可)

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき平成 17 年 9 月 1 日付けをもって内閣総理大臣から指示のあった独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構中期目標を達成するため、同法第 30 条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構中期計画を定める。

(前文)

1. 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）は、沖縄において、世界最高水準の研究及び教育を行う「沖縄科学技術大学院大学（仮称）」（以下「大学院大学」という。）を設置するための礎を築くことをその任務としている。機構は、生物学、物理学、化学、数理科学、計算科学等の諸分野を融合した、学際的な研究プロジェクトを展開する。そして、革新的な研究を実施するとともに従来の科学の分野の境界を乗り越えることができる新たな世代の研究者を輩出するため、科学分野間の相互作用を促すことのできる研究領域において、研究組織を創設することを目指す。機構における研究及び研究者養成に関する活動は、科学分野の国際共通言語である英語によって行われる。そして、機構は、世界の主要な研究機関と競争し得る国際的な研究機関を目指す。
2. 本中期計画の当初の段階において、機構が達成し得る成果については、当面の資源の制約を勘案する必要がある。本中期計画が対象とする期間は、平成 17 年度の 9 月以降の期間及びその後の 3 年間で、平成 21 年 3 月 31 日を終期とする。更にこの期間をおおよそ平成 19 年 3 月までの 1 年 7 か月（前半）と残りの 2 年（後半）とに区分する。
3. 世界最高水準の研究機関としての地位を獲得するためには、それに見合った研究・居住環境が必要であり、研究施設、住宅等を整備する必要がある。それらの整備は機構の存続期間を通して進められることとなるが、世界最高水準の実現に向けた環境整備は、20 人程度の主任研究員（研究スタッフ総数 200 人程度を想定）を収容し得る施設が整備されることから始まると考える。将来の大学院大学への発展については、今後検討していきたい。

4. 機構の設立に先駆け実施されてきた先行的研究事業が順調に推移している。研究は主に神経科学に関連する分野を中心に行われているが、うるま市における当面必要な施設の使用の見通しに基づき、今後2年間で主任研究者12人程度（研究スタッフ総数100人程度を想定）の規模にまで先行的研究事業を拡大することを目指す。

（具体的計画）

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

（1）研究者の採用等の研究開発の推進

前文にあるとおり、「機構は、生物学、物理学、化学、数理科学、計算科学等の諸分野を融合した、学際的な研究プロジェクトを展開する。そして、革新的な研究を実施するとともに従来の科学の分野の境界を乗り越えることができる新たな世代の研究者を輩出するため、科学分野間の相互作用を促すことのできる研究領域において、研究組織を創設することを目指す。」こととする。

先行的研究事業を進めるに当たっては、外国人研究者の割合を高めるため、世界中から研究者を惹きつけるよう努める。ただし、研究者の過半を外国人とすることを本中期計画期間中に達成することは困難である。

運営委員会に、本中期計画期間後半（平成19年度及び20年度）の早い時期に、新たに展開される研究の方向性について議論する国際アドバイザリーグループを設置するものとする。また、平成20年度に開催する国際ワークショップに優れた採用候補者の参加を働きかける。当該時期においては、採用候補者に対し、建設中の研究施設の状況を示すことを目指す。

（2）研究成果の普及

研究者による研究成果の国際的な学術誌への発表を奨励する。また、研究活動に関する年次報告書を作成し、世界中の研究機関に情報を発信するほか、ウェブサイト等の各種メディア、沖縄その他日本国内での講演会等を通じて、一般社会に対しても成果を紹介する。

特許、著作権等の知的財産権の保護のための管理体制を整備する。また、運営委員会の意見を踏まえて特許等に係る収入を配分する仕組を構築するものとする。この仕組は、将来設置される大学院大学に引き継ぐことができる。

国際ワークショップやセミナーなどを継続して実施する。これらの活動の一部は、将来設置される大学院大学の教育研究活動に引き継がれていくこととなる。

（3）研究者養成活動

大学院大学が設置認可されるまでにはある程度の期間を要することから、それまでの間、機構は国内外の大学と協力し、連携大学院制度を活用するなど、学生を受け入れ指導する。このため、既に複数の著名な大学と接触を図り、主任研究者も独自に取組を進めている。

また、客員教授による大学院レベルの研究者養成プログラムの提供が開始できるよう取り組む。その際、既存の国際ワークショップやセミナー等の充実や活用を図ることにより、

これらのプログラムを提供する。

このプログラムについては、当初は短期間のものを想定しているが、施設整備の状況に応じ、サバティカル・リープ中の研究者を招いて、彼らがより長期間の活動に参画できるよう努める。

(4) 大学院大学設置準備活動

前述のとおり、学際的な研究を実施する研究組織を基礎として、将来大学院大学を設置することを目指す。設立当初は研究のみを実施し、その後大学院としての地位を獲得した先例として、米国にロックフェラー大学、スクリプス研究所、コールドスプリングハーバー研究所及びウッズホール海洋生物学研究所の4研究機関があり、これらを良き先例としていきたい。

大学院大学の設置に向けた準備を進めるためには、まず、大学院大学の教育研究分野・組織体制及び教員の人事制度についての考え方を明確にすることが必要である。これらの論点に関する基本的な議論には運営委員会が携わるものとする。これらの論点について、中期計画期間前半に一定の方向性を出すことを目指し、その後、大学院大学の組織規程の検討に着手する。このため、上記4機関の状況に通じている他、国内の制度にも適合したものとするため、国内の事情も理解しているコンサルタント等の活用を検討する。

これらの取組による成果を踏まえながら、平成19年度に大学院大学の学長及び主な役職員となるべき候補者に関する調査を開始することを目指す。

機構が行う種々の活動を大学院大学に円滑に移行させるとともに、基本的に将来大学院大学に職員の身分を承継させることとする。

(5) 施設整備

恩納村における新たな施設の建設設計画の遂行を適切に監督するため、研究者からなる委員会を組織し、設計者に対し意見を述べることとする。

また、施設整備に係る業務は、プロジェクトマネジャー等の支援を得ながら実施する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営及び財務管理

事務職員が詳細な業務計画の策定や予算管理を行えるよう、専門能力を高めるための措置を講ずる。また、必要に応じ研修を実施する。

経費の節約を図るため、管理運営業務の効率化に努める。また、経費支出を適切に行うための財務管理の仕組を構築する。さらに、予算を適切に執行するための旅費その他の管理経費の支出に係る各種規則を作成する。

将来の大学院大学の在り方に関する検討の一環として、教員の人事制度の検討を行う際に、適切な給与体系を検討する。

また、企業等からの寄附金や競争的研究資金等の外部研究資金の獲得に努める。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、役職員の給与に関し、

国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直し（勤務実績の給与への反映や地域別給与水準の見直しによる俸給の引き下げ等）に取り組む。

（2）活動評価

運営委員会の下に先行的研究事業の研究評価を行う特別委員会を設置するものとする。既に研究を行っている主任研究者の半数については平成18年末に、残りの主任研究者についてはその2年後にそれぞれ評価を行うものとする。

その他の活動については、年次報告書を運営委員会に提出後、同委員会が評価を行うものとする。

3 予算（人件費及び派遣職員経費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

予算 別紙1のとおり

収支計画 別紙3のとおり

資金計画 別紙4のとおり

4 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は10億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

5 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。

6 剰余金の使途

研究事業の充実及び研究環境の整備に充てる。

7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項

（1）施設・設備に関する計画

別紙2のとおり。

（2）人事に関する計画

①方針

- 1) 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。
- 2) 業務の充実、多様化に備え、柔軟で機動的な人員配置を行う。

②人員に係る指標

期末の常勤職員（任期制職員を除く。）は、期初18人に対して23人以内とする。

※この他、任期制職員を措置する。

（3）積立金の処分に関する事項

なし

中期計画予算

平成17年度～平成20年度

(単位：百万円)

区分	別	金額
収入		
運営費交付金		15,439
施設整備費補助金		19,408
寄附金収入等		10
	計	34,856
支出		
業務経費		12,816
うち、人件費（事業系）		3,880
物件費		8,936
一般管理費		2,623
うち、人件費（管理系）		1,092
派遣職員経費		157
物件費		1,373
施設整備費		19,408
寄附金事業費等		10
	計	34,856

【注】

各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

【人件費の見積り】

期間中 948 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、一般管理費の人件費のうち、役員報酬並びに職員本給及び手当に相当する範囲の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

1. 平成17年度及び平成18年度は、積み上げ方式とする。

2. 平成19年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 = 人件費 + 派遣職員経費 + (業務経費 + 一般管理費) × β (消費者物価指数) + δ (特殊要因増減)

人件費 = 基本給等 + 社会保険料負担金 + 児童手当拠出金 + 退職手当

派遣職員経費 = 前年度の合計額

基本給等 = 前年度の (役員報酬 + 職員基本給 + 職員諸手当 + 超過勤務手当) × (1 + 給与改定率等)

業務経費 = 前年度の業務経費相当額 × γ₁ (政策係数)

一般管理費 = 前年度の一般管理費相当額 × α (効率化係数) × γ₂ (政策係数)

【注記】

α (効率化係数) : 0.99 を推定

β (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用 (年 1.0 を推定)

γ₁、γ₂ (政策係数) : 研究事業の拡大への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価、経費の使用状況等を総合的に勘案し、毎年度、具体的な係数値を決定 (年 1.0 を推定)

δ (特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要の増減 (年 0 を推定)

施設・設備に関する計画

中期目標期間期末に恩納村の建設予定地で施設の供用を開始することを目指して、施設整備を計画的に進める。

中期目標期間中に整備する施設・設備は次のとおりである。

なお、平成20年度補正予算（第1号）により追加的に措置された施設整備費補助金については、「安心実現のための緊急総合対策」の成長力強化のために措置されたことを認識し、大学院大学を中心とした人材育成や産学連携のための基盤整備のために活用する。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
沖縄県恩納村		
旧白雲荘改修	330	施設整備費補助金
建設予定地造成工事	1,983	施設整備費補助金
建築工事	12,040	施設整備費補助金
基幹・環境整備	4,078	施設整備費補助金
用地買収	977	施設整備費補助金

収支計画

平成17年度～平成20年度

(単位：百万円)

区分	別	金額
費用の部		
経常費用		18,214
業務経費		12,816
うち、人件費		3,880
物件費		8,936
一般管理費		2,623
うち、人件費		1,092
派遣職員経費		157
物件費		1,373
寄附金事業費等		10
減価償却費		2,765
財務費用		—
臨時損失		—
収益の部		
運営費交付金収益		15,439
寄附金等収益		10
資産見返運営費交付金戻入		2,765
臨時利益		—
純利益		0
目的積立金取崩		—
総利益		0

【注】

各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

平成17年度～平成20年度

(単位：百万円)

区分	額
資金支出	
業務活動による支出	15,449
投資活動による支出	19,408
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	15,449
運営費交付金による収入	15,439
寄附金収入等	10
投資活動による収入	19,408
施設費による収入	19,408
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0